

## 第8節 消火設備

### 1 移動タンク以外の少量危険物貯蔵取扱所

- (1) 法第 17 条第 1 項の規定の適用を受ける場合は、その規定に基づいた消火設備を設ける。なお、屋外タンクは当該規定の適用を受ける場合に該当する。
- (2) 法第 17 条第 1 項の規定の適用を受けない屋外の少量危険物貯蔵取扱所については、貯蔵、又は取り扱う危険物に適合する第 5 種の消火設備を設けるよう指導する。◆  
なお、屋外に容器入り危険物を野積みで貯蔵する貯蔵所は当該規定の適用を受けない場合に該当する。

### 2 移動タンク

当該施設は、法第 17 条第 1 項の規定の適用を受けない施設である。

当該施設において、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和 39 年 9 月 17 日自治省令第 27 号）第 8 条に規定する自動車用の消火器を 1 個以上設けるよう指導する。◆

なお、自動車用の消火器とは、一般の消火器の試験内容に加えて同省令第 30 条に規定する振動試験が実施されたもので、「自動車用」と表示されたものである。

#### 【参考】消火器の技術上の規格を定める省令

（自動車用消火器）

第 8 条 自動車に設置する消火器（以下「自動車用消火器」という。）は、強化液消火器（霧状の強化液を放射するものに限る。）、機械泡消火器（化学泡消火器以外の消火器をいう。以下同じ。）、ハロゲン化物消火器、二酸化炭素消火器又は粉末消火器でなければならない。